

◆保健事業制度概要一覧◆

富士通健康保険組合 ホームページ ログインパスワード : fikenpo222

富士通健康保険組合 事業所担当者用ホームページ ログインパスワード : staff222

No.	保健事業の種類	費用補助内容	請求方法	請求書 送付先	毎月 締切日	2017年度分 請求期限
1	生活習慣病健診 対象者:被保険者/4月1日時点 30歳・35歳・39歳以上※1 ※特退者健診・任継者健診(事業所実施分)を含む	1年に1人1回 定額13,000円	請求システム	BLP	末日	11月受診分まで →2018/3/30(金) 12月受診分 →2018/4/27(金) 1月受診分 →2018/5/31(木) 2月受診分 →2018/6/29(金) 3月受診分 →2018/7/31(火)
2	前立腺腫瘍マーカー<PSA> 対象者:男性/被保険者/毎年4月1日時点50歳以上の希望者	1年に1人1回 定額2,000円				
3	歯科検診 対象者:被保険者/4月1日時点 25歳・30歳・35歳・39歳※1	1年に1人1回 定額3,500円				
4	婦人科健診(事業所請求分)/事業所実施の乳がん・子宮がん健診 対象者:被保険者女性	1年に1人1回 上限税込13,000円				
5	脳ドック費用補助 対象者:被保険者(特退者・任継者を除く) 対象年齢:30-38歳※2・39-44歳※1・45-49歳・50-54歳・55-59歳・60-64歳 ※対象年齢枠の中で1回利用可	検診費用の実費 (上限税込27,000円)	請求システム	BLP	末日	2018/3/30(金) 3月受診分のみ →2018/4/6(金)
6	肺ドック費用補助 対象者:被保険者(特退者・任継者を除く) 対象年齢:39-44歳※1・45-49歳・50-54歳・55-59歳・60-64歳 ※対象年齢枠の中で1回利用可	検診費用の実費 (上限税込12,000円)				
7	生活習慣病健診(二次検診) 対象者:被保険者/4月1日時点 30歳・35歳・39歳以上※1 生活習慣病健診(一次健診)での健診結果により今回が初回の所見 対象者で医師が必要と認めた者/検査項目によっては補助対象外となる	検査費用全額	事業所担当者用HP よりダウンロード	BLP	末日	2月受診分まで →2018/3/30(金) 3月受診分 →2018/4/27(金) 4月受診分 →2018/5/31(木) 5月受診分 →2018/6/29(金)
8	海外駐在員の健康診断(国内受診/赴任時・一時帰国時・帰任時) 対象者:海外勤務者および帯同配偶者(健保被扶養者)	定期健診 生活習慣病健診 健診費用×1/2 (上限税込13,000円まで) 帯同配偶者(～38歳)※2 定期健診 (上限税込10,000円) 帯同配偶者(39歳以上)※1 生活習慣病健診 (上限税込26,000円) 婦人科健診(女性のみ) (上限税込13,000円)	事業所担当者用HP よりダウンロード	BLP	末日	受診日より1年以内
9	海外駐在員の健康診断(海外勤務地(現地)受診) 対象者:海外勤務者および帯同配偶者(健保被扶養者)	定期健診 生活習慣病健診 健診費用×1/2 (上限なし) 帯同配偶者(～38歳)※2 定期健診 (上限税込10,000円) 帯同配偶者(39歳以上)※1 生活習慣病健診 (上限税込26,000円) 婦人科健診(女性のみ) (健診費用×1/2・上限なし)	事業所担当者用HP よりダウンロード	BLP	末日	受診日より1年以内
10	海外勤務者予防接種費用補助【事業所用】 対象者:海外勤務者および帯同家族(健保被扶養者)	接種費用の半額(会社・健保折半)	事業所担当者用HP よりダウンロード	富士通健保	末日	接種日より1年以内
11	海外勤務者予防接種費用補助【個人用】 対象者:海外勤務者および帯同家族(健保被扶養者)	接種費用の半額(会社・健保折半)	事業所担当者用HP よりダウンロード	富士通健保	末日	接種日より1年以内
12	特定保健指導費用補助	詳細は事業所担当者用HP参照	請求システム	富士通健保	末日	2018/7/31(火) 2016年度分の締切 →2017/7/31(月)
13	被扶養者健診 (配偶者健診・家族健診)					
14	特退者健診・任継者健診					
15	電話相談事業 (健康・介護・メンタルヘルス・セカンドオピニオン)					
16	家庭用常備薬のあっせん					
17	みんなの健康ライブラリー					
18	健康増進セミナー・イベント費用補助	詳細は事業所担当者用HP参照	事業所担当者用HP よりダウンロード	富士通健保	末日	2018/3/30(金) 3月実施分のみ →2018/4/6(金)
19	契約スポーツクラブ					
20	施設情報 (グラウンド・保養所等)	-	-	-	-	-
21	事業所情報管理サイト 費用補助申請について					

※1 4月1日生まれの39歳を含まず

※2 4月1日生まれの39歳を含む